資料編

- 1 策定体制
- 2 計画策定経過
- 3 総合計画審議会への諮問・答申
- 4 市民意見·提言
- 5 総合計画審議会 名簿
- 6 基本構想検討委員会(市民検討委員会) 名簿
- 7 政策会議 名簿
- 8 庁内策定委員会 名簿
- 9 庁内策定部会 名簿
- 10 事務局

策定体制 1

第5次所沢市総合計画は、パートナーシップ協定に基づき、市民との協働により、次のよう

な体制で策定しました。 議決 市議会

所沢市長

提案

政策会議

発議 報告 諮問

答申

総合計画審議会

(委員20名)

説明

委員 選出

総合計画庁内策定委員会

(次長級・課長職員18名)

報告 助言

総合計画庁内策定部会

(34名*)

各部の推薦及び庁内公募による 主幹·副主幹·主査·主任職員

公募市民による基本構想検討委員 会と一体となって検討 検討委員会によるワークショップ のまとめ 等

(※21年度は36名)

基本構想検討委員会

(公募市民65名※)

ワークショップ等により、基本 構想及び基本計画素案を検討 (※応募時は72名)

運営委員会

(10名)

各班リーダー 総合計画審議会委員

調整

事務局 (政策企画課)

協議·調整

協働により

素案を検討

個別計画·事業等 所管部署

第5次所沢市総合計画素案策定に関するパートナーシップ協定

所沢市(以下「市」という。)が平成22年度の策定を目指している「第5次所沢市総合計画」の基本構想及び基本計画(以下「計画」という。)の素案策定に向けて、公募市民による「第5次所沢市総合計画基本構想検討委員会」(以下「検討委員会」という。)と市が協働して取り組みを進めるため、「第5次所沢市総合計画素案策定に関するパートナーシップ協定」(以下「協定」という。)を次のとおり締結します。

1 目的

本協定は、計画素案を作成するにあたり、検討委員会と市との協働のための基本原則や役割と責務、検討委員会が作成する計画素案の取り扱い等について定めるものです。

2 パートナーシップに関する基本原則

検討委員会と市は、次の原則を守り協働して取り組みを進めます。

- ① 対等な立場にたって議論や意見交換を行います。
- ② それぞれの自主性を尊重します。
- ③ 相互の連絡と情報交換を密にし、互いに協力します。

3 役割と責務

検討委員会と市は、計画素案作成にあたり次に示す役割と責務を負うものとします。

(1)検討委員会の役割と責務

- ① 検討委員会は、平成23年度から平成30年度までの市のまちづくりの方向性と、前期4年間の基本方針等をまとめるため、検討委員会による計画素案を作成します。
- ② 検討委員会は、幅広い多様な市民の意見を集約し計画素案に反映します。
- ③検討委員会は、市職員との情報交換や意見交換に努めます。
- ④ 検討委員会は、計画素案がより多くの市民から理解され、納得が得られるよう、情報の公開と提供に努めます。
- ⑤ 検討委員会は、平成21年8月を目標に基本構想素案を、平成22年4月を目標に基本計画素案をそれぞれ作成し、市長に提出します。
- ⑥ 検討委員会は、計画素案を基に市民との意見交換等を行う機会を設けます。

(2) 市の役割と責務

- ① 市は、計画素案を作成するための資料提供や検討委員会の会議進行等、検討委員会を支援します。
- ② 市は、計画素案の作成に必要な情報を提供します。また、市職員による総合計画庁内策定部会を設置し、検討委員会と協働して検討結果のまとめ等を行います。
- ③ 市は、検討委員会の活動に必要な場所を提供します。
- ④ 市は、検討委員会が行う調査活動等について支援を行います。
- ⑤ 市は、検討委員会の計画素案及び活動状況等について、広報や市ホームページ等の媒体を通じ、積極的な情報公開に取り組みます。
- ⑥ 市は、検討委員会と市議会との意見交換の機会を設けるため、その調整に努めます。
- ⑦ 市は、検討委員会が作成した計画素案を最大限尊重することに努めます。なお、計画素案から計画原案に 至る過程で修正等が生じた場合は、検討委員会に対し説明の機会を設けます。
- ⑧ 市は、検討委員会と「(仮称)まちづくり基本条例」素案の検討を行う「所沢市まちづくり基本条例検討委員会」との意見交換や調整を行う機会を設けます。

4 相互の連絡調整等

検討委員会と市は、会議の運営や連絡調整、計画素案の作成等を効率的に進めていくため、検討委員会は 互選により運営委員会を、市は事務局をそれぞれ設けるものとします。

5 計画素案及び市民からの意見の尊重と反映

- ① 市は、検討委員会による計画素案を最大限尊重することと併せ、市民への説明会やパブリックコメント等で寄せられた意見も尊重し、計画原案に盛り込むことが有効と思われる提案等については、これを計画原案に反映します。
- ② 市は、総合計画審議会の委員委嘱にあたっては、総合計画審議会に検討委員会の検討経過や計画素案の趣旨等が十分に伝わるよう、検討委員会の中からも委員を選出します。

6 パートナーシップ協定の期間

この協定は、検討委員会と市との合意があった日から、平成23年3月31日までとします。

7 その他

協定に定めていない事項で、今後、協定を遂行する上で必要と認められる事項等については、検討委員会と市との協議・合意の上、本協定に加えることができます。

平成21年 5月15日

第5次所沢市総合計画基本構想検討委員会

代表 小柳博之

所沢市

市長当摩好子

2 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 20(2008).11	市民検討委員会委員の公募(応募者 72 名)
平成 21 (2009).1.11	第 1 回市民検討委員会(説明会)
1.25	第2回市民検討委員会(研修会)
2.11	第3回市民検討委員会(研修会)
3.21	第4回市民検討委員会(研修会)
3.29	第5回市民検討委員会(研修会)
4.11	第6回市民検討委員会(パートナーシップ協定の検討)
4.25	第7回市民検討委員会(研修会)
4.27	庁内策定委員会・庁内策定部会発足
4.30	第 1 回庁内策定委員会・庁内策定部会
5.15	「パートナーシップ協定」締結
5.23	第8回市民検討委員会(検討委員会の進め方の検討)
	検討会議に庁内策定部会委員が参加(〜第 24 回まで)
6.7	第9回市民検討委員会(所沢の良いところと問題点、配慮すべき
	社会情勢の検討)
7.4	第 10 回市民検討委員会(良いところ・問題点とまちづくりキー
	ワード、まちづくり目標と将来都市像の検討)
7.20	合同会議(まちづくり基本条例検討委員会、行政経営推進委員会
	との意見交換)
7.21	第 1 回総合計画審議会(「基本構想及び前期基本計画」について諮
	問)
8.1	第 11 回市民検討委員会(「基本構想素々案たたき台」の検討)
9.5	第 12 回市民検討委員会(分野ごとの検討テーマを抽出)
10.3	第 13 回市民検討委員会(将来都市像のキーワード、分野ごとの
	取組提案の検討)
11.7	第 14 回市民検討委員会(分野ごとの取組提案の検討)
12.5	第 15 回市民検討委員会(取組提案の発表、意見交換)
12.25	第2回庁内策定委員会
平成 22(2010).1.9	第 16 回市民検討委員会(「基本構想素々案」の検討)
1.15	市議会全員協議会で「基本構想素々案」等について説明
1.23	第 17 回市民検討委員会(基本構想素々案の論点について意見交 換)
1,29	第3回庁内策定委員会
2.2	第3回月内泉足安貞云 政策会議で「基本構想素案(案)」について発議
2.17	
2,20	おと回縁日記画番銭会(「基本構造系集(采り」にりいて番銭/ 合同会議(まちづくり基本条例検討委員会との意見交換)
2.27	第 18 回市民検討委員会(「基本構想素案(案)」の検討)
3,27	第19回市民検討委員会(各施策の取り組み目標の検討)
3.30	第4回庁内策定委員会
4.17	第 20 回市民検討委員会(総合的に取り組む課題の検討)
4.17	27 とくにでではは女兄女(そのここのなりはりを成りだら)

年 月 日	内 容
平成 22(2010).5.29	第 21 回市民検討委員会(「基本計画素案たたき台」の検討)
5.31	第 3 回総合計画審議会 (「基本構想素案 (案)・前期基本計画素
	案たたき台」について審議)
6.1	政策会議で「基本構想素案(案)・前期基本計画素案たたき台」
	について報告
6.2	第5回庁内策定委員会
6.19	第 22 回市民検討委員会(総合的に取り組む重点課題の検討)
7.3	第 23 回市民検討委員会(前期基本計画素案(案)の検討)
7.6	政策会議で「基本構想素案(案)・前期基本計画素案(案)」につ
	いて報告
7.7	市議会全員協議会で「基本構想素案(案)・前期基本計画素案(案)」
	について説明
7.9~7.23	市民意識調査実施(対象 2,000 名)
7.12	第6回庁内策定委員会
7.14	第 4 回総合計画審議会(「基本構想素案(案)・前期基本計画素
	案(案)」について審議)
7.15~7.30	市民団体調査実施(対象 119 団体)
7.17	第24回市民検討委員会(「基本構想素案(案)・前期基本計画素
	案」(案)の最終確認)
7.23	第7回庁内策定委員会
7.28	市民検討委員会から市長へ「素案」提出
8.3	政策会議で「基本構想素案・前期基本計画素案」について発議
8.6~9.6	パブリックコメント手続きによる素案への意見募集
8.7	素案説明会(柳瀬公民館/新所沢東公民館)
8.8	素案説明会(三ヶ島公民館/山口公民館)
8.21	素案説明会(松井公民館/中央公民館)
8.22	素案説明会(富岡公民館/新所沢公民館)
8.29	素案説明会(小手指公民館/吾妻公民館)
9.4	素案説明会(並木公民館)
9.18	第 25 回市民検討委員会(市民検討委員会素案からの修正内容に
	ついて説明)
9.21	第8回庁内策定委員会
9.28	第5回総合計画審議会(「基本構想(案)・前期基本計画(案)」
	について審議、答申)
9.30	市長へ「答申書」提出
10.5	政策会議で「基本構想(案)・前期基本計画(案)」について発議
11.24~	パブリックコメント手続き結果の公表
11.29	第4回定例会へ提案
12.27	原案を一部修正の上、可決

3 総合計画審議会への諮問・答申

所 政 第 48 号 平成21年7月21日

所沢市総合計画審議会会長 様

所沢市長 当 摩 好 子

第5次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画について(諮問)

本市では、地方自治法第2条第4項の規定に則り、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成13年3月、計画期間を10年間と定めた『第4次所沢市総合計画基本構想』を策定し、計画的なまちづくりに取り組んでまいりました。

この第4次所沢市総合計画が平成22年度をもって終了を迎えることから、新たに平成23年度から平成30年度までの8年間を計画期間とする『第5次所沢市総合計画基本構想』を策定し、併せて、本構想に基づく『前期基本計画』(計画期間4年間)を策定することといたしました。

現在、策定作業は、誰にもわかりやすい計画づくりを目指し、68名の公募市民による「基本構想検討委員会」と36名の職員による「庁内策定部会」が協働して、本年9月を目途に『基本構想(素案)』を、また、平成22年4月を目途に『前期基本計画(素案)』の作成を行っているところです。

つきましては、所沢市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、『第5次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画』の策定に係る調査及び審議について諮問いたします。

平成22年 9月30日

所沢市長 当摩好子 様

所沢市総合計画審議会 会長 星 野 泉

第5次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画について (答申)

平成21年7月21日付け所政第48号にて諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

この度、「基本構想(案)」及び「前期基本計画(案)」について、本審議会で慎重に審議 した結果、その内容は全体として妥当なものであると考えます。

4 市民意見・提言

市民検討委員会では、まちづくりの目標を実現するために必要な取り組みについて検討を行いました(第13回・第14回市民検討委員会)。提案された意見の中で、市民・地域や事業者等が主体となって取り組むべき内容について、主なものを前期基本計画の施策(「第8章 行財政運営」を除く)ごとにまとめました。

【第1章 コミュニティ】

節	市民・地域	事業者等
第1節	●地域の身近な情報の発信や情報の交流を図る	●市民の地域への意識づくり
地域コミ	●インターネットの情報発信を活用する	●情報提示の協力
ュニティ	●世界の情報より"地元の情報"	●駅の活用による情報提示
	●アンケート等の実施により声無き声を拾う	●情報発信コーナーの設置
	●子どもや高齢者にとって地域が重要であることを	●地域のポータルサイトの開設、運
	認識する	営(NPO等)
	●高齢者、子ども、ご近所、知り合いと話をする	
	●買物の時、外出先等で会話・声かけを行う	
第2節	●交流会や情報交換の場をつくり、地域のリーダー	●地域リーダーの育成に向けた地
市民活動	を育成する	域への貢献・関与
	●買物の時、外出先等で会話・声かけを行う	
	●中年層が地域活動に参加する仕組みをつくる	
	●地域で自分のスキルを活かす場をつくる	
	●地域活動に参加できなくても、自分が出来ること	
	を公表する	
第3節	●いじめをなくす	●ユニバーサルデザインの推進
人権尊重	●DV をなくす	
社会	●インターネットによる誹謗等をなくす	
第4節	●意思決定に関して女性の参加を高める	●経済活動上の男女差の撤廃
男女共同		●事業者は子育て、介護にもっと理
参画社会		解を示すべき

※「第5節 国際社会」は意見なし

【第2章 安心・安全】

h-h-	+ - - - - - - - - - -	± ** * **					
節	市民・地域	事業者等					
第1節	●地域内の情報共有・相互補助を図るとともに、正	●駆け込み(避難所)としての協力					
危機管理	しい情報を得るよう努める (例)コンビニのステッカー表示						
・防災	●まずは疑問を持ち、どのような情報を知りたいの	●食料の供給					
	か発信する						
	●事前に地域で逃げにくい人たちを把握し、緊急時						
	には助ける						
	●怖さを知り、一人ひとりが危機管理意識を高め、						
	自分で備える						
	●地域とのつながりを日頃から密にする						
	●ハザードマップ(地震・防犯)を作る						
	●防災探検隊(子ども+大人)を設置し、地域を知る						
	●防災の担当者を設ける						

** - **						
第2節	●地域に住む消防のプロ(現役、OB・OG)を活用	●地域と行政の不足を補う				
消防·救急	する					
	●地域の要望を訴え、消防・警察にも参加してもら					
	う					
	●コミュニケーションの場をつくる					
	●消防・警察を軸としたコミュニティづくり					
第3節	●地域に住む防犯のプロ(現役、OB・OG)を活用	●地域と行政の不足を補う				
防犯	する					
	●防犯の担当者を設ける					
	●父兄だけでなく、一般市民全員で子ども達の見守					
	りパトロールを実施する					
	●地域の要望を訴え、消防・警察にも参加してもら					
	う					
	●コミュニケーションの場をつくる					
	●消防・警察を軸としたコミュニティづくり					

^{※「}第4節 交通安全」「第5節 消費生活」は意見なし

【第3章 健康・福祉】

節	市民・地域	事業者等
第1節	●精神的なバリアフリーを考える	●NPO 等を活用するためのネット
地域福祉	●地域で支え合う意識を持つ	ワーク化
	●自らが "サポーター(地域福祉サポーター)" となる	●社会福祉協議会を事務局とする
	●自分一人ではできない、守れないという意識を持	ネットワークの形成
	つ	●地域の人、財産、スキルを把握す
	●自治会と連携を取りながら、地域福祉ネットワー	る
	クを形成する	●地域への活動協力(自己アピー
	●福祉に関する施設・情報等を掲載した地域マップ	ル、個人としての活動)
	を作成する	●会社が社員と地域との関係の手
	●ボランティアに日当を支払える環境、意識づくり	伝いをする
	をし、福祉ビジネスを活発化させる	
第2節	●子育てを地域で支え合う	●子育て支援組織の結成
子育て	●父兄だけでなく、一般市民全員で子ども達の見守	
支援	りパトロールを実施する	
	●人を信頼できる教育を進め、子どもを地域に預け	
	やすい環境づくりをする	
	●世代間コミュニケーション能力の向上を図る	
第3節	●町会・自治会から呼びかけ、高齢者に体力測定等	●在宅介護ネットワーク形成の支
高齢者	への参加を促す	援
福祉	●積極的に地域に出て、地域で活動する	●新聞配達やケータリング会社が
	●家族、地域で看病できるネットワーク形成	見守り、通報サービスを行う
第4節	●積極的に地域に出て、地域で活動する	
障害者	●家族、地域で看病できるネットワーク形成	
福祉		
第6節	●病気を予防する取り組みとして、一人ひとりが健	●NPO 等や地域の農家との連携
保健•医療	康に関する意識を改善する	
	●食生活の改善等、出来ることから取り組む	
	●イベントの開催と参加	
	●農家と連携し、地域で農作業を実施する	

^{※「}第5節 社会保障」は意見なし

【第4章 教育・文化・スポーツ】

節	市民・地域	事業者等
第1節	● "学び"の地域への還元として、生涯学習フェス	
生涯学習	ティバルの開催や講演会に参加する	
	●生涯学習に関する情報発信として、自遊学等、情	
	報誌の発行	
	●世代を超えた要求課題を実現するため、積極的に	
	ニーズを発信する	
	●社会から生じる必要課題に対し、学習を通じて解	
	決に貢献する	
第2節	●家庭教育を充実させる	●市内の大学からの支援
学校教育	●現代版寺子屋のように、体験活動(わんぱく広場)	
	を提供する	
	●あいさつ運動を実施し、心身のたくましさ、ふる	
	さと所沢を愛する心を育てる	
第3節	●家庭教育を充実させる	●健全な精神を育成するため、関連
青少年	●スポーツや学校教育等の分野と連携し、10 年後	団体の活性化を図る
育成	に活躍できる青少年を育成する	
第4節	●図書館や公民館等の活用	
社会教育		
第5節	●文化的な活動に積極的に参加する	
市民文化		
第6節	●スポーツを通じて健全な青少年を育成すること	
スポーツ	で、思いやりの心を学ぶ	
振興	●スポーツを活かしたまちづくりを進めるため、プ	
	ロスポーツ(ライオンズ、ブロンコス)を応援す	
	る	

【第5章 産業・経済】

節	市民・地域	事業者等
第1節農業	●地域のものを買うことで、地産地消を推進する●地域で買う、良いものを買うという消費行動の努力により市内消費を促進する	●付加価値をつける努力をする●地域に密着した販売(行商等)●給食材料の地場農産物の利用●JA との連携
第2節商業	●所沢の誇りを持つよう努力する●地域で買う、良いものを買うという消費行動の努力により市内消費を促進する	 商工会議所は交流の場を設け、まちづくり提案などの取りまとめ役を担う 商店同士の対話を進める(秀品、一品運動の展開等) 付加価値をつける努力をする 運送会社が移動販売する
第3節 工業	●工業団地の拡大のための旗振り役をつくる(地権者の取りまとめ、誘致企業探し)	●付加価値をつける努力をする
第5節 労働・ 雇用環境	●ボランティアに日当を支払える環境、意識づくりをし、福祉ビジネスを活発化させる●起業に対する家族の理解を得やすくする	●働きやすい職場環境づくりとして、商人・職人かたぎを持って活動する

※「第4節 観光」は意見なし

【第6章 環境・自然】

節	市民・地域	事業者等
第環共 第み保の 1 境生	市民・地域 【暮らしを変える】 ●一人ひとりが理想を持って環境対策に取り組む ●温室効果ガスを削減し、目標値の達成に努める ●自分の衣食住を点検し、環境に配慮した暮らし方に変えてみる ●ボランティアに参加する ●節電、エコバッグの利用、エコカーへの転換、アイドリングストップ等の実施 ●積極的に自転車を利用し、エコモビリティを促進する ●ヒートアイランドを意識する 【まちを変える】 ●地域の人たちと楽しみながら作業する組織づくりをする ●一人ひとりの心がけにより、ハートのあるまちをつくる ●注意喚起する"地域の親父"復活 ●ライフスタイルを変えるため、車や大規模店に頼らない小規模なまちづくりをする。緑の維持・管理、自然に対する手入れへの参加 ●生物多様性を考えたまちづくり 【みどりの保全】 ● "緑が少なくなっている"という意識を持つ ● まちの緑を創出する"ための個人意識の向上 ●建築の際の緑の確保やベランダ・庭の緑化やビオトーブ化に取り組む ●狭山丘陵等の自然の緑の保全管理 ●地産地消の促進や農とのふれあい促進により、緑	事業者等 ●資源循環型商品開発の推進 ●市民(マーケット)への PR ●屋上・壁面の緑化 ●建築業者への啓蒙、教育
第5節 健全な水 資 全	を定着させる 【公園の整備】 ●公園の清掃ボランティアをする ● "公園お助け隊"等のボランティアに参加する ● 雨水の貯留、利用、浸透の促進 ●河川の清掃、環境美化への参加 ●定期的な水質調査、河川の水質浄化に取り組む ●川筋の保全、管理等のボランティア参加 ●川の事故に対する自己責任意識を持ち、川と生活との関わりを見直す ●総合治水の強化	●雨水の貯留、利用、浸透の促進
第4節 廃棄物の 減量・資源 の循環	【ごみを減らす取り組み】 ●ごみを出さない意識を一人ひとりが持ち、フリーマーケットやリサイクルショップを活用する ●エコバッグの使用、マイ[バッグ・箸・ハンカチ・タッパー・水筒等]を持つ ●エコクッキングの薦め ●地域で定期的に不用品交換会を開催する	●資源回収場所の提供●資源循環型商品の開発●事業に伴う廃棄物の減量、リサイクルに努める●プラスチック素材だけでなく、自然素材の品物も販売する

- ●「ごみの分け方・出し方」の見直し(資源とごみ) を循環的に分ける)
- ●市民と事業者が協力し、「ごみゼロプラン」を立て│●スーパー、量販店におけるゴミの る

【リサイクル・リユースの取り組み】

- ●生ごみを燃やさず、小循環をつくる(生ごみ・家 畜・落葉→畑→作物→生ごみ)
- ●フリーマーケットやリサイクルショップ、地域で 定期的不用品交換会を行う
- ●駅やスーパーに傘を置き、傘入れは使い捨てにし
- ●袋出しをやめてコンテナ回収にする等、分別を徹 底する
- ●不法投棄パトロール隊の創設

- ●リサイクルしやすい環境を汚染 しない
- 出ない売り方や量り売りの検討
- ●レジ袋の無料配布を中止
- ●家電を購入した場合、古いものを 引き取る体制
- ●マイカップ対応の拡大
- ●事業ゴミを分別し、すべての資源 をリサイクルする
- ●レンタル業、修理業、リサイクル 業(古紙、剪定枝、生ごみ)の奨励

【第7章 街づくり】

節	市民・地域	事業者等
第 1 節	【美しい景観づくり】	●建築関連団体への協力要請
土地利用	●荒れた公園や駅前に花を植える等、親近感のわく	●通勤路の清掃
	取組みを実施	●公共のダストボックス、灰皿の設
	● "自分たちが創る"という意識をもつ	置
	● "アイディア""力(ボランティア)""資金"を出	●街並みを考えた出店、看板の設置
	し合う	
	●"自宅は公共の財産"と捉え、町並みとの調和、	
	センスに配慮する	
	●建築物に関する意見出し、自治会等による話し合	
	いの実施	
	●地区計画制度を利用し、ルールをつくる	
	●道路、河川、公園等の公共空間の清掃ボランティ	
	ア運動を推進する	
	●ごみ拾いや放置自転車等の監視、ごみ捨てを監視	
	する	
	【所沢らしいシンボルづくり】	
	●一人ひとりが誇りを持ち、地域のコンセプトを自	
	覚する	
	●ふさわしいシンボルについて、市民(地元)の意	
	見を聞く	
	●地域コミュニティへの積極的な参加や地産地消へ	
	の協力	
	●所沢の宣伝マンになる	
第2節	●計画づくりへの参加(中心市街地内外の市民が参	●企業を誘致し、連携を図る
市街地	加する)	
整備		
第3節	●道路用地の提供に協力する	
道路		
第4節	● "歩いて暮らせるまちづくり"の総点検に参加	●駐輪スペースの提供
交通	●自転車の正しハマナーを身につける	●鉄道事業者の協力
	●自転車や歩行者に配慮する	

5 総合計画審議会 名簿

(順不同・敬称略)

会 長	星	野	Ę	₹	知識経験者(明治大学政治経済学部教授)
副会長	本	橋	源	_	公共的団体等の代表者(所沢市自治連合会)
委 員		\blacksquare	常	世	行政委員会の委員(所沢市教育委員会)
11	齌	藤	ş	₹	11 (所沢市農業委員会)
11	<u> </u>	岩	宗	敏	公共的団体等の代表者(所沢商工会議所)
11	梅	本		絵	11 (所沢市社会福祉協議会)
11	虎	本	久美	€子	11 (所沢市連合婦人会)
11	\blacksquare	ф	曲	晃	11 (所沢青年会議所)
11	大	木	敬	治	11 (所沢商店街連合会)
11	小	林	輝	邇	11 (所沢市環境推進員連絡協議会)
11	勝	浦	敏	幸	関係行政機関の職員(埼玉県西部地域振興センター)
11	Ш	名	はこ)子	知識経験者(早稲田大学人間科学部准教授)
11	宫	木	孝	子	11 (秋草学園短期大学文化表現学科教授)
11	Ó	井	知	子	11 (日本大学芸術学部准教授)
11	河	登	_	郎	第5次所沢市総合計画基本構想検討委員会委員
11	佐片	₹木	37	子	11
11	島	村	Ξ	郎	公募市民
11	乳	井	忠	晴	11
11	染	谷	武	雄	11
11	ф	村	博	美	11

基本構想検討委員会(市民検討委員会) 名簿 6

(◎リーダー ○サブリーダー/50 音順・敬称略)

【1班:環境・自然】

伊藤 雄一郎

◎海老澤 愛之助

小 黒 譲 司

出 田俊吾

菊 一 敦 子

髙 松 徹 郎

〇田 沢 真佐子

深澤 満

横山

横 山 俊 一

【2班:街づくり】

〇秋 山 光 雄

林 建 國 栗

宮 満 雄 ⊚≡

速水雅生

前原定成

【3班:健康・福祉】

飯 沼 勝

本 賢 岩 次

植 村文 彦

〇加 山正 澄 ◎柴 田節 雄

> 島村三 郎

【4班:教育・文化・スポーツ】 【5班:産業・経済】 【6班:コミュニティ/安心・銓】

池 田 新八郎

小 柳 博 之

〇坂 元 博 海

佐々木 弘 子

南雲邦雄

針 生 康 二 ◎藤 野 裕

北 山 宏 幸

〇木 下 公 次

佐古井 貞 行

吉三郎 豊田 ◎浜 本 克 哉

見澤幸 一

貞 一 \blacksquare 吉

草鹿光世

鈴 木広幸

野沢嘉彦

春口 類

◎松 本 明 信

森 田 準之助

O山 本 正 典

【 7 班:行財政運営 】

大 熊 修 司

尾崎友彦

登 一 郎 河

◎阪 □ 義 男

沢田洋司

高 垣 輝 雄

寺 岡 烈

野村邦武

〇渡 辺 誠

木 康 青

磯 田力彦

谷 粕 浩

下 木 章

渋 木 幸 子

髙 橋 輝

髙 橋 さち子

 \blacksquare ф 征 男

橋 聰 子 土

西 Ш 健次

福 \blacksquare 忠彦

藤 澤 景恵

細 沼 清

見澤 義男

≪運営委員会≫

海老澤愛之助(1班)

三宮 満雄(2班)

◎柴田 節雄(3班)

藤野 裕(4班)

浜本 克哉(5班)

〇松本 明信(6班)

阪口 義男(7班)

河登 一郎(審議会)

佐々木弘子 (審議会)

島村 三郎(審議会)

(◎委員長 ○副委員長)

(素案作成時65名)

7 政策会議 名簿

市長当摩好子副市長西久保正 一教育長佐藤徳 一水道事業管理者澁谷好彦会計管理者神田博

 会計管理者
 神田
 博

 総合政策部長
 大舘
 勉

笹 原 文 男 (平成 22(2010)年 12 月まで)

 危機管理担当理事
 鈴木康夫

 秘書担当理事
 梅田 実

財務部長 桑 野 博 司 (平成 23(2011)年 1 月から)

富 澤 行 雄 (平成 22(2010)年 12 月まで)

市民経済部長 能 登 則 之(平成23(2011)年1月から)

保健福祉部長内藤隆行こども未来部長仲 志津江

環境クリーン部長 中村俊明(平成23(2011)年1月から)

並 木 俊 男 (平成 22(2010)年 12 月まで)

街づくり計画部長 新堀 祐 蔵 中心市街地整備担当理事 黒須 実

建設部長 沖 本 稔 (平成23(2011)年1月から)

木 村 - 男 (平成 22(2010)年 12 月まで)

下水道部長 粕谷不二夫

藤 巻 和 仁 (平成 22(2010)年 12 月まで)

市民医療センター長 山 本 幸 一市民医療センター事務部長 小笠原 彰議会事務局長 土 方 亘

監査事務局長 神木 祐次(平成23(2011)年1月から)

教育総務部長山 嵜 裕 司学校教育部長内 野 正 行消防長小 高 章水道部長青 木 直 次

8 庁内策定委員会 名簿

```
委員長
       鏡
            諭
               (総合政策部政策審議担当参事)
副委員長
      吉野
           匡 子(環境総務課長)
委員
           博 司(財務部長、前財務部次長)
      桑野
      平川 聖一(秘書室長)
 11
      桑原
               (市民医療センター事務部総務担当参事)
 11
            茂
 11
      藤田
            晃
               (教育総務部次長)
      平 塚 俊 夫(学校教育部次長)
 11
      加藤市男(出納室長)
 11
      粕 谷 治 雄(監査事務局次長)
 11
 11
      村 上 光 利 (議会事務局次長)
      本 田
             香(コミュニティ推進課長)
 11
           静
           昌治(亀鶴園長)
 11
      小 林
      二 上 清 次(こども支援課長)
 "
      根岸文夫(中心市街地整備課長)
 11
      吉澤正一(公園課長)
 11
      鈴 木 久 夫 (下水道建設課長)
 11
 11
      荒 幡 孝 由(消防本部東消防署消防課長)
      木 下
            浩 (水道部総務課長)
 11
          俊明(環境クリーン部長、前こども未来部次長)
前委員
      中村
 11
      粕 谷
           不二夫(下水道部長、前市民経済部次長)
 11
      小笠原
            彰 (市民医療センター事務部長、前秘書室長)
               (議会事務局長、前議会事務局参事)
      土 方
            \equiv
 11
      中留吉人(都市計画課主幹、前中心市街地整備課長)
 11
       ф
           正 美(元学校教育部次長)
 11
      志 村 洋 子(元出納室長)
 11
 11
      忍 足 俊 二 (元監査事務局参事)
```

9 庁内策定部会 名簿

【1班:環境・自然】

大 舘 真 哉(みどり自然課)

木 崎 武 (計画道路整備課)

斉 木 正 治(保育課)

並 木 和 人(環境総務課)

関 根 洋 貴(下水道維持課)

【3班:健康・福祉】

梅崎恭子(福祉総務課)

浦 山 克 巳(医療センター総務課)

瀬 能 幸 則(高齢者支援課)

竹 内 和 代(成人保健課)

奈 良 信 和(こども支援課)

田 熊 正 道(監査事務局)

【5班:産業・経済】

丸山昌行(商工労政課)

加 藤 孝 之(保育課)

鹿 戸 信 宏(情報統計課)

村 田 孝 之(水道部建設課)

本 橋 和 也 (開発指導課)

【7班:行財政運営】

砂 川 幸 男(情報統計課)

長谷川 美 香(契約課)

平 岡 正 統(生活福祉課)

東 和 秀(都市整備課)

【2班:街づくり】

鳥 山 武 男(建設総務課)

埜 澤 好 美(道路建設課)

山崎茂男(下水道建設課)

駒 井 三千男(水道部総務課)

板 橋 幸 世(都市計画課)

【 4 班 : 教育・文化・スポーツ】

川音孝夫(学校教育課)

千葉裕之(青少年課)

池 田 淳 (スポーツ振興課)

中 澤 宏 和(生涯学習推進センター)

【 6 班 : コミュニティ/安心・安全】

伴 野 清 美(市民相談課)

市川義男(消防本部指令課)

渡 邊 浩 (危機管理課)

安 田 幸 雄(交通安全課)

須 田 雅 之(消防本部総務課)

≪前委員≫

新 井 徹 也(松原学園)

林 誠 (政策企画課)

島 田 孝 行(青少年課)

島田光枝(元下水道総務課)

嶋津文行(元学校教育課)

10 事務局

総合政策部 次 長 坂本 博典

政策企画課 課 長 加藤 勝男

主 幹 鈴木 哲也

主 査 保坂 貞夫

主 査 菅原 聖二

主 任 坂田 博明

◆表紙は、「官学連携に関する基本協定」を締結している日本大学芸術学部 デザイン学科2年生 中川美沙さんの作品です。

第5次所沢市総合計画(2011~2018)

平成 23 (2011) 年 3 月発行

発 行 所沢市

編 集 総合政策部政策企画課

₹359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04 (2998) 9027

FAX 04 (2994) 0706

E-mail a9027@city.tokorozawa.saitama.jp URL http://www.city.tokorozawa.saitama.jp



外泥市